

「中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律」の概要

去る6月9日、「中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律」が成立し、平成19年4月1日から施行されることとなりました。

同法律は、中小企業や個人事業者等が相互扶助の精神に基づいて運営してきた中小企業組合制度について、近年、その規模の拡大や事業の多様化に伴って、組合が破綻する事例等が発生してきていることから、中小企業組合のガバナンスの充実を図るため、(1) 中小企業組合の自治運営を効果的に機能させるための措置、及び(2) 中小企業組合による共済事業（保険事業）の健全な運営を確保するための措置について講じられました。

同法律によって、「中小企業等協同組合法（対象：事業協同組合、火災共済協同組合、協同組合連合会、信用協同組合等）」のほか、中小企業団体の組織に関する法律（対象：商工組合、協業組合等）」、「商店街振興組合法（対象：商店街振興組合等）」の一部が改正されました。

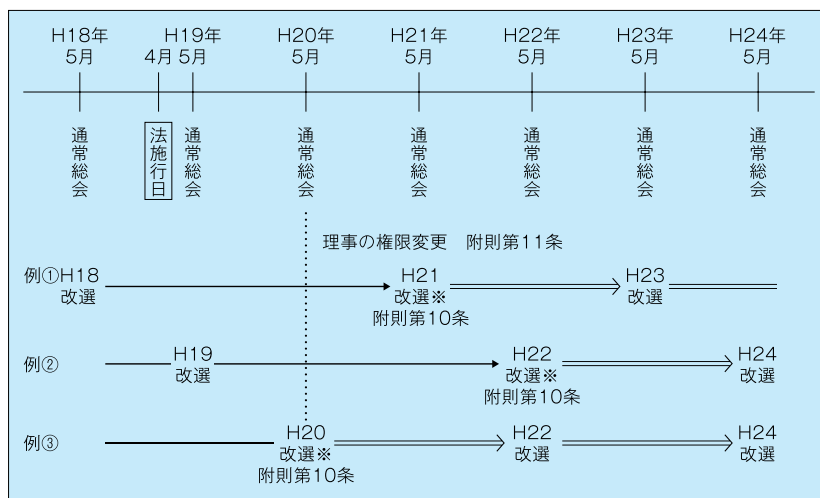
1. 事業協同組合全般に関する具体的措置

(1) 役員任期の変更

理事による業務運営をこれまで以上の頻度で確認し、理事による不正行為を防止すべく、理事の任期を3年以内から2年以内と短縮する（経過措置：平成20年の5月頃の通常総会までは適用しない。）（図1）

業務運営を監視する立場にある監事の権限を強化すべく、監事の任期を3年以内から4年以内に延長することとする。（経過措置：平成20年の5月頃の通常総会までは適用しない。）（図2）

(図1)



(図2)

